

## 令和7年度 第1回三重県いじめ対策審議会 議事録

1 開催日時 令和7年12月19日（金）10時30分から12時00分まで

2 開催場所 三重県庁 教育委員室

3 出席委員 【会長】伊藤 仁 委員（弁護士）

【副会長】駒田 幹彦 委員（小児科医）

瀬戸美奈子 委員（大学教授）

早川 博子 委員（社会福祉士）

水谷 久康 委員（公認心理師）

欠席委員 なし

事務局 福永教育長、早田学校教育担当次長 他7名

4 会議の公開・非公開 公開で実施

5 報告題 本県におけるいじめの現状について

6 協議題 いじめの深刻化防止について

いじめに関わる児童生徒への支援・指導について

7 開会

(事務局)

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、三重県教育委員会事務局生徒指導課長の向井と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日の会議には、委員5名のうち、5名が出席しており、三重県いじめ対策審議会条例第6条第2項により、会議が成立することをご報告いたします。

委員の皆様のお手元には、事項書、資料1から資料5がございます。

本日の審議会は公開で行います。記録のため、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、ただ今より、第1回三重県いじめ対策審議会を開催いたします。

開会にあたり、三重県教育委員会教育長 福永からご挨拶申し上げます。

(教育長)

去る10月末に令和6年度の三重県のいじめの認知件数など公表させていただきました。いじめ認知件数は、昨年度より減少いたしました。これまで過去最多を更新し続けておりましたので、減少に転じたことについて一定の評価はできると思っておりますが、引き続き、いじめの認知漏れがないように緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えています。一方で、いじめの重大事態の件数は過去最多となっております。このことについても躊躇なく認定をするように、県立学校や市町等教育委員会に言い続けているところでございますので、今後ともいじめが深刻化することのないように留意してまいり

たいと考えています。

本日はいじめの深刻化を防ぐにはどうするのか、そしていじめに関わっている子どもたちへの指導・支援をどのようにしていけばよいのかについて議論いただければと思っております。いじめの事案は、そこに関わっている子どもの数だけ多様な姿を持っていると認識しております。どうか幅広い視点から忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

【本県におけるいじめの現状について】

(伊藤会長)

事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料3について説明

(伊藤会長)

ただいま、事務局から説明いただきました。報告内容としては、概要の説明になっていますが、いただいた資料も含めて何かご質問がある委員の先生方、よろしければ、ご発言をと思いますが、いかがでしょうか。

(駒田副会長)

子どもたちの不適切な行動というのは、社会に出てからも起こるので、解決したという時に、子どもたちがどこまで理解できているのか、どこまで理解したのか、そのことがとても大事になります。病院では、臨床心理士の方々が、その子の能力、性格、傾向についてすべて調査し、どの程度の能力を持っている子どもか把握してから対応します。加害者も被害者も似たような傾向を持っていて、社会生活において身につけなければいけない能力を持っていないケースが多いため、そのことを含めた話し合いになります。子どもたちを救わなければいけないのは、被害者も当然ですが、加害者もそうで、最終的にいじめが終わって仲良くしましたという形ではなくて、どう解決にもつていけたか、その過程を大事にすることで次に生かせると考えています。

(教育長)

暴力行為のような問題は、繰り返す生徒が多く、それに関して対応していくことがありますとよく聞いています。

いじめの場合は、定義が、相手方が少しでも苦痛を感じたらいじめとなりますので、事案によって様相が違い、加害側とされるお子さんに対して、今回これがいじめにあたるということをしっかりと説明して、再発することのないように丁寧に指導していくということになります。今、小学校では5、6年生で弁護士の方にいじめの未然防止に関して授業をしていただいてますので、その考え方を小学校の段階から、しっかりと子どもたちに浸透させていきたいと考えています。

(駒田副委員長)

場合によっては、いじめている子どもたちが「自分たちは正義だ」と思っているケースもあるわけです。クラス全体を見ながら、先生方が助けてくれないという印象を子どもたちに持たれないように対応をお願いします。

(瀬戸委員)

いじめの認知件数が減少していますが、いじめの重大事態の発生件数が逆に増加傾向にあるので、逆に言えば見落としている事案が増えてきているのかもしれないと思うのですが、そのことについてどう分析されていますか。また、特に高等学校の重大事態の発生件数が増えてきているので、その要因について県の方で把握していることがあれば教えてください。

(事務局)

認知漏れということは、県の方でも特に重視しております。申告数が減っているというのは、1年だけを見ただけでは何が要因かははっきりとはわからない部分がありますが、発生はしているけれども、認知されておらず、見逃されているというのが一番心配している部分になります。各学校はもちろん、市町等教育委員会とも一層連携していきたいと思っております。

(次長)

いじめ重大事態が増えていることもおっしゃっていましたが、いじめ重大事態はご存知の通り、心身生命財産によるものと、不登校の日数によってなるものの2種類があります。からかいや部活動上の指導からの不登校といった、今までだったら「重大事態に当たるんだろうか」と疑問が浮かんでいたものを、しっかりと先生方が認識をして、県教委に相談をいただくようになったことで、特に県立学校においては件数が増えてきているという背景がございます。市町の方はまだまだ偏りがございますので、見逃さないようにしっかりと認知して重大事態として調査することもお願いしております。

(早川委員)

いじめの加害者と被害者について、本当に子ども自身に問題があってそうしているのか、もしかしたら背景にヤングケアラー等の課題があって、もう少し子育て支援を支えるような社会のシステムがあつたらなんとかなるのではないか、そのような視点ではどうでしょうか。

(事務局)

家庭環境というのは、もちろんいじめ対策のうえでとても大事なことだと思っております。やはり家庭は子どもたちが学校と同じぐらいたくさん時間過ごす場所ですし、学校での出来事や、日常の出来事を保護者の方とゆっくり話すことによって整理する場もあります。また、いじめを早い段階で発見するための兆候を見つける場所でもあると思いますので、そういう意味でも、家庭と連携をしながら、様々な背景を持ってい

る子どもたちに対して、家庭の状況を見て働きかけていきたいと思います。特に、最近はネット上のいじめもありますので、そういった部分は家の方がよく見えると思います。その部分についても連携を強めていきたいと思ってます。

(水谷委員)

被害児童生徒のアフターケアはどんな感じなんでしょうか。心が傷つき、非常に大きなトラウマになっていると思います。その対応について具体的な例、あるいは全体的な数値等あればお示しください。

(事務局)

ケアという面に関しましては、各学校へのスクールカウンセラーの配置を年々拡充しております。教員も相談を受ける一人でありますので、教育相談を充実させるために、教育相談の考え方や、丁寧にやっていくことについて教員に話しながら、また、専門家と協力しながら相談を気軽に受けられる環境というのを広げていくように努めております。

(水谷委員)

いじめや暴力行為や嫌がらせを止めることは絶対必要ですが、その後、その傷ついた心をケアしていくことの方がずっと時間もかかるし、重要な取組だと思います。その点については、何か手立てとして学校、あるいはカウンセラーの方へ示しているものがあるんでしょうか。

(教育長)

いじめの問題で一番大事なのは、被害児童生徒をしっかり保護支援することだと認識しています。この考え方は全ての学校でも認識されていますので、そこの部分は最も重視して取り組んでいることであり、浸透していると思います。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも毎年配置を拡充しており、そういった専門の方々に頑張っていただきながら支援をしています。他の福祉機関、医療機関に連携しなければならないケースは、スクールソーシャルワーカーを専門家として活用しております。不登校になられたケースに関しても、アウトリーチ型の支援等様々な施策を行っていますので、個々のケースに応じてしっかり支援させていただきます。専門家を活用しながら様々な取組をケースバイケースで進めるということが一番だと思います。

(水谷委員)

いじめの被害体験をした子の心は非常に傷ついていると思います。ですからアフターケア、例えばいじめがなくなった1か月後や半年後に聴き取りを必ずすることとして、学校あるいはスクールカウンセラー任せにしないように、一定期間で聴きとるというシステムにしておいた方が良いと思います。

(事務局)

いじめの行為が収まっているということに関しては、国の調査の方でもいじめ解消率という調査があります。いじめの行為があってから、いじめが収まって3か月経って、いじめの行為が止んでいるか、もう嫌な思いをしていないかということを、被害を受けた子どもに聞いて、「先生、大丈夫です。嫌な思いはもうしてないです。加害の方からのいじめはありません。」というようなことを確認したうえで解消とします。3か月後に解消ということになりますので、最低3か月は教員やカウンセラーが見守りをしています。中には、この子どもは継続して見守りが必要だという場合は、3か月経って行為がなくなったことを確認しても、見守り対象ということで、解消扱いにせずに卒業まで見守ることもあります。この点については、三重県に「いじめ対応情報管理システム」というものがありまして、各学校から、いじめの発生からその対応、それから解消までをネットワーク上のシステムに入力して、学校だけではなく、市町教育委員会、県教育委員会も把握をしているところです。

(水谷委員)

心の傷はずっと残ります。3か月で心の傷がなくなるというものではありませんし、子どもたちにとっては、フラッシュバックで思い出すこともあります。もう少し長いスパンで見守れるように、例えば「3か月間はしっかり見守る」「半年後、1年後には親と子どもに聴き取る」というような、被害児童生徒あるいは保護者を支えるような仕組みがあるとよいのではないかと思います。

(事務局)

おっしゃられる通り、いじめ被害を受けた子どものアフターケアは重要と考えております。昨年度の三重県いじめ対策審議会の場でも、いじめの後遺症についてご協議いただき、ご意見をいただきました。その後、スクールカウンセラー等を対象に、フラッシュバックや、長期間受けた行為による傷つきの回復には長期間かかることについて研修を行いました。それを見て、各学校でスクールカウンセラー等が教員に対して研修をしたという経緯もございます。3か月という定義はありますが、子どもたちの些細な変化や気づきを見ていけるのは学校だと思いますので、そういった視点やカウンセリングマインドをもって、子どもたちの心の寄り添いになるような形で支援していくという研修もさせていただいているところです。

(駒田副会長)

多職種連携、多職種協働で対応するという点で、スムーズに医療につなげられるようにすることや、子どもたちや保護者が不安を抱かないようにするために、スクールカウンセラーハへの研修のさらなる充実や、関係機関とのさらなる連携を図っていただけるとありがたいです。

(次長)

いじめのことでお話をいただきましたが、不登校についても、同じような課題が生じており、悩んでいる子どもを医療につないでいくシステムの構築に取り組んでいます。課題としては、精神科の先生方が忙しく、なかなか診療の時間が取れないことが挙げられます。学校とカウンセラーが連携し、子どもの情報を整理したことをどう医療につないでいくか、医療と学校が一緒になって話し合い、システム化することを進めています。そういう時にどういう情報があればよいかなど、医療側の先生方からもご意見をいただきたいと思っています。

(水谷委員)

アフターケアについて3か月という形があるということは分かりました。その中で被害児童生徒の保護者へのアフターケアはどうなっていますか。

(事務局)

保護者に対するアフターケアについても、児童生徒と一緒にします。担任や管理職が、保護者の話を丁寧に聴き、子どもが安全安心に学校に来ることができるということを一番の目標にして、親身になって話を聞いています。そのうえで、教員だけの知見では漏れきれない部分もありますので、医療の関係者やスクールカウンセラーからお話をいただきながら、連携して進めていくことになります。

(駒田副会長)

子どもたちへのアプローチについて、ご家族の方に対するアプローチはものすごく難しいです。保護者の方に主治医がアプローチをしようと思っても、なかなか了解してもらえない。最終的には要支援家庭、要支援児童の考え方で持っていくざるを得なくなってきて、それでもなかなか難しいです。こういうやり方をした方がメリットがあること、将来的にいい方向に向かうんだということを、保護者に分かってもらわなければいけない。そのあたりが行政に関わる小児科の悩むところです。

(水谷委員)

できれば3か月後に保護者の意見を聴いていただくようにするとより手厚くなります。

(教育長)

重要なのはいじめの程度に応じてケースバイケースで判断していくことだと思います。我々ができる範囲ということを意識しないと、今問題になっている働き方改革や教員の負担軽減ということもありますので、全体を見ながらメリハリをつけていかなければならないと思います。

(駒田副会長)

全体を見ていくこと、全員を見ていくことはすごく大事なんですが、特に難しいケースで対応可能なケースに尽力していくことによって、将来的なリスクを減らしていくこと、負担を減らすためにも集中すべきところがどこなのか間違えないように判

断していくことが大事だと思います。

(水谷委員)

フォローに関しては、例えば3か月後に「学校では元気です。その後いかがですか。」などと一言聞いてもらうだけでも、気遣ってくれていると捉えてもらえるので、フォローアップが少しでもあるといいと思います。

(伊藤会長)

報告についての質疑応答については終わらせていただきます。

#### 【いじめの深刻化防止について】

(伊藤会長)

それでは、事務局から1つ目の協議事項の説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4、資料5 協議の柱①について説明

(伊藤会長)

それでは協議の柱1番に関しましてご意見いただきたいと思います。

(瀬戸委員)

今進めている取組について、いじめの予防や深刻化防止ということに組み込んで整理されるといいと思います。

1点目は、県で作成されてHPに掲載されているSOSの出し方に関する教育の動画です。本来の目的は自死予防だと思いますが、学年が上がっていくと自分から発信しづらい子どもたちもいると思うので、SOSの出し方に関する教育をいじめの早期対応を目的として活用し、困ったら担任の先生やカウンセラーに言うことを伝えると、効果が狙えるのではないかと思います。実際に、私のところで学んでいる方がSOSの出し方に関する教育の動画を使って中学校で授業をしていますので、そういう活用事例を共有する機会があってもいいと思います。

2点目は、いじめに関わる児童生徒への支援指導についてということで、加害児童生徒への支援がどうしても手薄になっているような印象があります。中学校の現場でストレスマネジメント教育を実施した際に、ストレスがかかった時の発散方法として「人に当たる」という意見が、中学生から素直な回答として出てきました。イライラしたとか面白くない気持ちを、いかに適切な方法で表現していくかということも、積極的に取り入れてもいいのではないかと考えます。

(次長)

我々もそういう視点を持ちながら今の取組を整理したいと思います。2点目の加害の子どもへの支援について、我々も今、レジリエンス教育に取り組んでいます。自分の心がイライラする時に、それに向き合ってどう表現するか、そのまま友達にぶつけると、

いじめや喧嘩につながるので、その心との向き合い方、付き合い方、回復力について授業の中で学ぼうということを、30校ほどのモデル校で取り組んでおりますので、これから広げていきたいと考えています。

(駒田副会長)

それは新学習指導要領に沿った方法っていうことですね。自分たちで考え、助言し、話し合う中で、どこに問題があるか感覚的にわかるんだろうと思います。難しいのは、どういうケースをモデルケースとして扱うのかだと思います。助言をするところまで持つていけたら、とても良いことだと思います。

(次長)

新学習指導要領に沿った授業としては、道徳の授業の中で、いじめについて小学校でも中学校でも学ぶ時間があります。私が申し上げたレジリエンス教育というものについては、総合的な学習の時間や学級活動の中で、モデル的に取り組んでいる学校があるということです。

(駒田副会長)

それが弱者の保護につながっていくということをどうしたら教育できるかということが難しいと思っています。

(教育長)

学校教育の中にはいろいろな分野があります。人をいたわる気持ちなどについては人権教育も非常に重要なところであり、人権教育の基盤のうえにすべての教育が成り立っているとも言えます。本県では人権教育にも力を入れて取り組んでいますので、そのうえに各種教育を立脚させていくという形を考えています。道徳教育についていろいろな形で取り組んでおり、弁護士の方にも入っていただいている授業も大変有効になっています。

レジリエンス教育は、いじめを対象にしたものばかりではなく、自己肯定感の涵養や、不登校の未然防止といった趣旨でも進めています。ストレスを感じた時に、どのようにしなやかに対応していくのかという点において、いじめにも活用できるという意味でしつかり考えていきたいと思います。

(早川委員)

いじめの対応となると、大人側から子どもへの働きかけが多いイメージですが、上から下へという形の教育だけではなく、人権の講演会で聞いたことについて家で話したり、子どもも大人も遊びながら学んだりするような、子どもや大人を巻き込んだ形の取組も面白いのではないでしょうか。

(事務局)

子どもも大人も巻き込みつつ、説教じみたものにならないようにという取組の1つとして、令和3年度に中高生が集まって、いじめ防止の紙芝居を作ったことがあります。

小さな子どもたちが笑いながら考えてくれる、温かみのある紙芝居にしようと、スーパー・ボールを主人公にした紙芝居を作ってくれました。県のHPでも公開しています。4月11月のいじめ防止強化月間のイベントでも、高校生が読み聞かせを小さなお子さんたちに披露してくれています。小中高校生だけではなく、学童保育の方々、保護者の方々にも参加していただくなるなど、つながりも広がってきています。そのような取組を今後もできればと考えています。

(瀬戸委員)

多職種連携教育がすごく大事だと感じています。大学において、教員養成の中にはなかなかそういう授業がありません。現場でも、多職種連携についての研修はあまり行われていません。いじめの早期発見、関係機関との連携という点において、核となるのは学校の先生であるということを考えると、研修のテーマの1つとして「他職種連携」を入れていただきたいです。

また、各学校に心理や福祉に関する核となる先生がいて、若い先生方の育成を図っていく仕組みを作っていくことが、結果的にいじめの予防や早期発見につながっていくのではないかと思います。生徒指導課だけではなく、他課と一緒に考えていただけるとありがたいです。

(教育長)

多職種連携について、我々もしっかり検討していかなければならぬと思います。

今の流れとして、SCやSSWなど様々な人材を学校に入れ、チーム学校で対応していくという考え方方が浸透してきています。教員に対して、多職種と連携した対応について、研修等を進めていきたいと思います。

若手教員についても、採用10年未満の教員が3割を超えてきている中で、育成の強化を図っていきたいと思います。

(駒田副会長)

若い先生方について、積極的に活用できている状況ではないかもしれません、知識が豊富であるというところに期待をしています。

(伊藤会長)

ではこの柱についての協議を終わります。

#### 【いじめに関わる児童生徒への支援・指導について】

(伊藤会長)

続きまして事務局より柱2の説明をお願いします。

(事務局)

資料5 協議の柱②について説明

(伊藤会長)

この柱2について、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(水谷委員)

いじめは被害者がいじめだと感じたらいじめとなります。資料3にあるいじめの態様の分類は加害者側の立場になっているような気がしますし、多くの場合、自分はいじめていると思いながらいじめている子というのは少なく、要するに「無自覚のいじめ」が多数になると思います。ですので、いじめを分類するのなら被害者側の立場に立って行い、それに対して、どうしていくのかを考えていくべきではないでしょうか。

(教育長)

今まで問題としてなかなか捉えられていなかったことが最近起こっているので、「無自覚のいじめ」という言葉を我々は使っています。どういうものが該当するかというと、いじめた認識がないのに、相手が嫌がっていたというものになります。例えば、部活動で少し厳しい指導をしただけで、相手がついていけずに不登校になってしまい、その部活動を指導しているキャプテンはまったくそういう意識がないというケースです。また、交際を申し込まれて断わったことで相手が不登校になったら、それは定義上いじめとなり、そういうものも含めて加害者と呼ばれます。そのあたり、学校現場では指導に困っているところです。「自分はからかったけどいじめるつもりじゃなかった」ぐらいのケースを言ってるわけではありません。いじめの定義が変わったので、極端なケースが出てきているということを意識していただければと思います。

(水谷委員)

「交際をお願いします」と言われて断ったのがいじめになるのですか。

(教育長)

はい、そうです。それで不登校になって30日を超えると重大事態です。今の定義だとそういう判断となります。

(次長)

資料4の8ページを見てください。いじめの定義として、「一定の人的関係にある中で心理的、物理的な影響を与える行為があって、行為の対象となった人が心身の不調を感じているもの」とあります。

(教育長)

無視されているように思ったとか、悪口を言われているように感じたとかいうだけでも、いじめになります。何もしてない人がいじめの加害者になり、それが重大事態のケースになることもあります。

(伊藤会長)

そもそも、広く捉えて重大化する前に拾っていくというのが法律の趣旨だと思います。

(教育長)

被害者側が声を上げて「これはいじめだ」「あの子が悪い」と言い出したら、すべて調査をしなければなりません。また、そこで30日休んでしまうと重大事態になってしまい、弁護士や心理士等の専門家の皆さんにお世話になっています。この20件の重大事態の中にはそういうケースもあります。

(駒田副会長)

不登校になってしまった間に関わった人間が、医者や友達も含めて少なかったということになるわけですね。

(教育長)

そういうケースもあるかもしれません。

(駒田副会長)

そのようなケースになった時に、被害児童生徒のキャラクターと能力、そのケースに至るまでに何があったかということも含めて考えなければなりません。カウンセラーや医者が関わり、そのうえで薬物療法を使わなければいけない方が紛れてしまっている可能性もあります。家族に情報を提供して早めに対応することが最も大事なことになります。そこで家族が納得できればいいのですが、対応が難しいところです。

(次長)

今、私たちができることを考えると、一つはいじめの定義についてまだ認識が伝わっていないこともあるので、「いじめはこういうものだ」ということを伝えることです。

また、文科省が最近出した留意事項集を見ますと、些細なことをきっかけに重大化するという事例がたくさんあります。そのきっかけをつかむことで重大化防止につなげられるのですが、そのノウハウがなく、見過ごしたまま進んだことで重大化してしまうことがあるので、そこに対する学びを教員側が深めていく必要があると思っています。

(駒田副会長)

一人ひとりの性格までを調べることはなかなか難しいことですが、「友達が少ない」「語ることが少ない」「自尊感情が低そう」といった、自死のリスクや前兆がある児童生徒に対してスクリーニングができると良く、リスクの兆候を常に見落とさないようにすることが大切だと思います。

(早川委員)

支援・指導について、寄り添える大人が本当にいるのかというところで、担任の先生なども多忙の中、チームを組むしかないのではと思います。多職種連携という言葉が出ていますが、SCやSSWが配置されていて、子どもが困った時に、すぐに寄り添って話を聞いてもらえるのが大きいのではと思います。また、SSWの配置について少しずつ増やしてもらいたいと感じました。

(事務局)

SC、SSW の配置ですが、SC については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、教育支援センターに配置していますが、毎日いるわけではありません。週に1日、2日いる学校もあれば、半日の学校もあります。しかしながら、命に関わるような場合は必要に応じて緊急に派遣しています。

SSW については、多職種連携の話も出ましたが、重要になっていることから年々増やしているところです。5年前に比べ約3倍になっており、現在は39名配置しております。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を地域ごとに担当して、いじめや不登校など、そういった児童生徒が多いところには、拠点として配置しております。また、それ以外のところには定期的に巡回して活動しています。

(駒田副会長)

多職種連携という言葉がようやく認識されて、介護だと多職種連携協働という形で次のステップに進んでいます。同じ情報を持って、複数の方が同じ人に同時に対応していきます。学校でも、SCとよく情報共有したうえで、主に関わってくれた先生は、多職種連携の次の協働までしていただけると一番良いと思います。

(瀬戸委員)

いじめという文脈ではなかなか捉えづらい件が出てきているというように感じました。例えば、認知の偏りや歪みは特別支援の問題や精神疾患等が背景にある場合を考えられると思います。対応されている先生は、いじめの予防になるという意識がないまま、目の前の子どもに一生懸命関わっていると思います。でも、それが結果的にいじめの予防に繋がっているという意識を先生方にもってもらいたいと思います。

一方で、いわゆる無自覚のいじめも現存していると思います。人権教育の中で、「アンコンシャスバイアス」や「マイクロアグレッション」といった問題を、積極的に教材として取り上げていくことが必要だと思います。また資料13ページに「被害状況の確認」とありますが、この加害被害の聴き取りも現場の先生が難しく感じているところで、聴き取り過程での不用意な一言が深く相手を傷つけたり、激怒させたりしてしまうことがあるので、「聴き取りシート」や「聴き取りの留意点」のような丁寧な手立てが必要な時代になってきていると感じます。加害被害の児童生徒の保護者への支援という項目もここにあってもいいのではと感じました。

(事務局)

言われることはもっとだと思います。聴き取りの段階で難しさがあるというのは事実で、そこで人間関係がこじれてしまうことがありますので、誰もが適切に行えるように、この部分に気をつけていくというものがあれば一番良いと思います。そういうものについて考えさせていただきます。

(駒田副会長)

小児科の検診として、1歳半検診で大まかにつかまえて、3歳児検診、5歳児検診を済ませ、そのまま学校検診に移行していく中で、全部をつなげていき、どの段階で何を診るのかを考えています。5歳児検診でつかんだ特性に合わせた学校やクラス選びをきちんとすると、子どもたちはスムーズに就学しています。個人データをどうやって伝えしていくかはすごく難しい点ですが、なるべく学校の負担を減らし、集中すべきところは集中して、集中しなくていいところは予防の段階で対応していくという形で動いてきていますので、そこに教育委員会も連携していただければと考えています。

## 8 閉会

(伊藤会長)

本日の協議はここで終了とさせていただきます。事務局にお戻しいたします。

(事務局)

伊藤会長様、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様からも大変貴重なご意見をありがとうございました。今後のいじめ防止にかかる取組につないでいきます。

それでは、以上をもちまして、三重県いじめ対策審議会第1回会議を終了します。